## 知床世界自然遺產 地域連絡会議 設置要綱

(目 的)

第1条 知床の世界自然遺産の適正な管理のあり方を検討するため、「知床世界自然遺産 地域連絡会議(以下「地域連絡会議」という。)」を設置し、関係機関の連絡・調 整を図る。

## (検討事項)

- 第2条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。
  - (1) 知床世界自然遺産(以下「遺産地域」という)の管理計画に関する事項
  - (2) 遺産地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
  - (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 地域連絡会議は、別紙に掲げる構成機関及びオブザーバーをもって構成する。

(運 営)

- 第4条 地域連絡会議は、事務局長が召集し、会議の議事進行を務める。
  - 2 地域連絡会議には、必要に応じ、構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

- 第5条 地域連絡会議の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。
  - 2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。

(その他)

- 第6条 地域連絡会議は、遺産地域の適正な管理に資するため、知床世界自然遺産地域科 学委員会及び知床国立公園利用適正化検討会議等と連携・協力を図る。
  - 2 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成15年10月27日から施行する。

平成16年7月7日 一部改正

平成17年7月25日 一部改正

平成18年9月27日 一部改正

## 知床世界自然遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

- 1. 構成機関 (遺産地域の保全・管理にかかる法律、条例、規則等を所管する関係行政機関)
- (1) 関係省庁
  - ○環境省釧路自然環境事務所
  - ○林野庁北海道森林管理局
- (2) 地方公共団体
  - ○北海道環境生活部網走支庁及び根室支庁
  - ○北海道教育庁網走教育局及び根室教育局
  - ○斜里町
  - ○羅臼町
- 2. オブザーバー(遺産地域の保全・管理の推進に関わる地元関係団体)
  - ○羅臼町・知床世界自然遺産協議会
  - ○斜里第一漁業協同組合
  - ○ウトロ漁業協同組合
  - ○羅臼漁業協同組合
  - ○網走漁業協同組合
  - ○ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会
  - ○知床ガイド協議会